

配分基準表（融資主体支援タイプ）

付加価値額＝総収入－総経費（専従者給与は除く。）＋雇人費

性質	項目	水準	点数
必須	①付加価値額の拡大	ア 現状の付加価値額（⑤新規就農者は除く。）	
		a 300万円以上	1
		b 600万円以上	2
		イ 付加価値額の拡大率の目標（⑤新規就農者は除く。） 現状→目標年度の付加価値額の拡大率	
		a 3%以上	1
		b 10%以上	2
		c 15%以上	3
		d 20%以上	4
		e 30%以上	5
		ウ 付加価値額の増加額 現状→目標年度の付加価値額の増加額 （ア）新規就農者以外	
		a 100万円以上	1
		b 200万円以上	2
		c 300万円以上	3
		d 400万円以上	4
		e 500万円以上	5
		（イ）新規就農者 基準額＝目標年度における就農後年数×50万円	
		a 基準額以上	1
		b 基準額の10%増し以上	2
取組目標	②経営面積の拡大	a 次のいずれも満たす。 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている ・施設園芸は20%以上、果樹は10%以上、それ以外は4ha以上の経営面積の拡大を行う	5
		b 次のいずれも満たす。 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている ・施設園芸作は10%以上、果樹作は5%以上、それ以外は2ha以上の経営面積の拡大を行う	4
		c 次のいずれかを満たす。 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、経営面積を拡大する ・施設園芸作は20%以上、果樹作は10%以上、それ以外は4ha以上の経営面積の拡大を行う	3
		d 次のいずれかを満たす。 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている ・施設園芸は10%以上、果樹は5%以上、それ以外は2ha以上の経営面積の拡大を行う	2
		e a～dに該当せず、経営面積を拡大する	1
	③労働時間の削減	導入機械等の効用等により、一部または全部の作業時間を削減する。 a 10%以上の削減	1
		b 20%以上の削減	2
		c 50%以上の削減	3
	④経営管理の高度化	次の取組を実施する。（複数可） ア 現在法人である または 目標年度までに法人化する	2
		イ GLOBALG.A.P または ASIAGAP の認証を取得している	1
		ウ 農業版事業継続計画（BCP計画）を策定している。（簡易版を含む。）	1
		エ 青色申告を実施している または 目標年度までに実施する	1
		オ 有機JASの認証を受けている または 目標年度までに認定を受ける	1
	⑤新規就農者	認定就農者である場合、次に該当する者。（複数可） ・事業実施年度に就農するもの または 就農後5年度以内の者	2
		・50歳までに就農した者 または 役員の過半が50歳以下である法人	2
		・経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者	1
	⑥農業者の育成	農業研修生の受け入れ（国内で就農予定の者に限る。外国人技能実習制度に基づく者は除く。） ・農業研修生を受け入れている。	1
		・受け入れた研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定農業者・認定就農者となった	1
	⑦女性の取組	次のいずれかに該当している ア 女性農業者（自らが営農 または 区分経理している場合の部門責任者）	3
		イ 代表者が女性 または 役員（または構成員）のうち女性が過半を占める任意組織	
		ウ 区分経理をしている部門の責任者が女性である法人または任意組織	
	⑧輸出	導入等する機械等が、認定された輸出事業計画の取組内容に関連するものである	1

配分基準表（地域農業構造転換支援タイプ）

付加価値額＝総収入－総経費（専従者給与は除く。）＋雇人費

性質	項目	水準	点数
必須	①付加価値額の拡大	ア 現状の付加価値額（⑤新規就農者は除く。）	
		a 300万円以上	1
		b 600万円以上	2
		イ 付加価値額の拡大率の目標（⑤新規就農者は除く。） 現状→目標年度の付加価値額の拡大率	
		a 10%以上	1
		b 15%以上	2
		c 20%以上	3
		d 30%以上	4
		e 40%以上	5
		f 50%以上	6
		g 60%以上	7
		ウ 付加価値額の増加額 現状→目標年度の付加価値額の増加額 （ア）新規就農者以外	
		a 100万円以上	1
		b 150万円以上	2
		c 200万円以上	3
		d 300万円以上	4
		e 400万円以上	5
		f 1,000万円以上	6
		g 1,500万円以上	7
		（イ）新規就農者 基準額＝目標年度における就農後年数×50万円	
		a 基準額以上	2
		b 基準額の10%増し以上	3
		c 基準額の20%増し以上	4
		d 基準額の30%増し以上	5
		e 基準額の40%増し以上	6
取組目標	②経営面積の拡大	a 施設園芸作は1ha以上かつ30%、果樹作は3ha以上かつ15%以上、それ以外は20ha以上の経営面積の拡大を行う	7
		b 施設園芸作は0.5ha以上かつ30%、果樹作は1.5ha以上かつ15%、それ以外は10ha以上の経営面積の拡大を行う	6
		c 次のいずれも満たす。 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている	5
		・施設園芸は20%以上、果樹は10%以上、それ以外は4ha以上の経営面積の拡大を行う	
		d 次のいずれも満たす。 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている	4
		・施設園芸作は10%以上、果樹作は5%以上、それ以外は2ha以上の経営面積の拡大を行う	
		e 次のいずれかを満たす。 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、経営面積を拡大する	3
		・施設園芸作は20%以上、果樹作は10%以上、それ以外は4ha以上の経営面積の拡大を行う	
		f 次のいずれかを満たす。 ・農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている	2
		・施設園芸は10%以上、果樹は5%以上、それ以外は2ha以上の経営面積の拡大を行う	
		g a～fに該当せず、経営面積を拡大する	1
	③農産物の価値向上	次の取組を実施している。（複数可） ・事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる または 行うこととしている	1
		・有機JASの認証を受けている または 受けることとしている	1
	④農業経営の複合化	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している	1
		イ 次の取組に該当している ・事業実施前3年度内に経営面積または農産物の売上高の3割以上の品目転換を行っている または 行うこととしている	1
		・事業実施前3年度内に経営面積または農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている または 行うこととしている	2

配分基準表（地域農業構造転換支援タイプ）

付加価値額＝総収入－総経費（専従者給与は除く。）＋雇人費

取組目標	⑤経営管理の高度化	次の取組を実施する。（複数可）		
		・ 現在法人である または 目標年度までに法人化する	1	
		・ GLOBALG.A.P または ASIAGAP の認証を取得している	1	
		・ 農業版事業継続計画（BCP計画）を策定している。（簡易版を含む。）	1	
		・ 青色申告を実施している または 目標年度までに実施する	1	
		・ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している	1	
	⑥環境配慮の取組	次のいずれかに該当している。		1
		・ 事業実施前3年度内に、化石燃料を使用しない園芸施設へ移行し温室効果ガスを削減している		
		・ 事業実施前3年度内に、化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている		
		・ 目標年度までに、化石燃料を使用しない園芸施設へ移行し温室効果ガスを削減する		
		・ 目標年度までに、化学農薬・化学肥料使用量の削減を行う		
		・ 環境負荷低減事業活動実施計画または特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている		
		・ 環境負荷低減事業活動実施計画または特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けることとしてい		
	⑦労働時間の削減	導入機械等の効用等により、一部または全部の作業時間を削減する。		
		a 10%以上の削減		1
		b 20%以上の削減		2
		c 50%以上の削減		3
	⑧輸出の取組	次の取組を実施する。（複数可）		
		・ 輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画に関連するものである		1
		・ フラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等が関連するものである		1
	⑨新規就農者	認定就農者である場合、次に該当する者。（複数可）		
		・ 事業実施年度に就農するもの または 就農後5年度以内の者		2
		・ 50歳までに就農した者 または 役員の過半が50歳以下である法人		3
		・ 経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者		1
	⑩農業者の育成	農業研修生の受け入れ（国内で就農予定の者に限る。外国人技能実習制度に基づく者は除く。）		
		・ 農業研修生を受け入れている。		1
		・ 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として県が認めた		1
		・ 受け入れた研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定農業者・認定就農者となった		1
	⑪女性の取組	次のいずれかに該当している		
		・ 女性農業者（自らが営農 または 区分経理している場合の部門責任者）		3
		・ 代表者が女性 または 役員（または構成員）のうち女性が過半を占める任意組織		
		・ 区分経理をしている部門の責任者が女性である法人または任意組織		